

令和 6 年 6 月 7 日

報道発表資料

川崎市（健康福祉局）

障害福祉サービス事業所の指定の効力停止処分について

障害福祉サービス事業の根拠法令に基づく監査を実施した結果、障害福祉サービス事業所「グループホームふわふわ川崎高津」について給付費の不正請求等の事実が認められたため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定に基づき、令和 6 年 7 月 1 日から 6 か月間の指定の全部の効力停止処分を行います。

1 事業所名称等

- (1) 事業所の名称 グループホームふわふわ川崎高津
- (2) 事業所の所在地 川崎市高津区久末 1 5 6 9 番地 1
- (3) サービスの種類 共同生活援助
- (4) 指定日 令和 3 年 2 月 1 日
- (5) 開設者 株式会社 ^{めぐみ} 恵 代表取締役 ^{なかでりょうすけ} 中出 了 輔
(東京都港区芝 5 丁目 3 番 2 号 + S H I F T M I T A 6 階)

2 経 過

- (1) 令和 4 年 5 月 3 1 日 苦情等の対応として、運営指導を実施
- (2) 令和 4 年 7 月 4 日 監査実施（令和 6 年 1 月 1 9 日まで計 1 0 回）

3 処分内容

- (1) 処分内容 指定の全部の効力停止 6 か月
- (2) 処分期間 令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日まで

4 処分理由

- (1) 人格尊重義務違反（法第 5 0 条第 1 項第 3 号）

ア 開所日である令和 3 年 2 月 1 日から令和 4 年 5 月までの期間、徴収している食材料費の金額と実際に食材料費として出費している金額を比較すると、徴収金額の約 3 0 % しか出費していないという経済的虐待の事実を確認した。

イ 令和４年６月に利用者が全裸で事業所から外へ飛び出すことがあったが、事業所従業員が必要な対応をしなかったという放置・放棄の事実を確認した。

ウ 令和４年３月から令和４年５月にかけて、当時の管理者が利用者に対して、「早く歩け」等の暴言を言ったという心理的虐待の事実を確認した。

(２) 運営基準違反（法第５０条第１項第５号）

ア 令和３年度中から令和４年５月までの期間、利用者等の印鑑を事業所で作成、保管していた事実を確認した。また、当時の管理者がその印鑑を使用し、契約書、重要事項説明書及び共同生活援助計画の同意欄に保護者等への説明をせずに押印、作成し、書類を偽造した事実を確認した。

(３) 不正請求（法第５０条第１項第６号）

令和３年３月から令和４年５月までの期間、当時の管理者が基準通りに作成していない共同生活援助計画や、不正に作成した印鑑を使用して作成した共同生活援助計画に基づいた給付費を請求した事実を確認した。

(４) 不正不当（法第５０条第１項第１１号）

令和３年度中から令和４年５月までの期間、利用者等の印鑑を事業所で作成、保管していた事実を確認した。また、当時の管理者がその印鑑を使用し、契約書、重要事項説明書及び共同生活援助計画の同意欄に保護者等への説明をせずに押印、作成し、書類を偽造した事実を確認した。

５ 返還予定額（概算）

給付費返還金： ９，２２０，４３３円

加 算 金： ３，６８８，１７３円

合 計：１２，９０８，６０６円

※法第８条第２項に基づき、返還させるべき額に１００分の４０を乗じた額を加算し、返還を求めます。また、別途、サービス利用に係る利用者負担額についても利用者への返還を指示します。

６ 今後について

利用者への支援が途切れることがないように引き続き指導してまいります。

（問合せ先）

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

障害者施設指導課 山口

電話 ０４４－２００－１９７８